

<案>

骨髄移植等の推進にかかる協定の締結について

～ 特定非営利活動法人との協働による、クラウドファンディングを活用した骨髄移植等ドナー支援事業の実施 ～

- 白血病等の有効な治療法である骨髄等の移植には、HLA 型（白血球の型）の適合が必要であるが、その確率は、非血縁者間では数百～数万分の一と低い。
- HLA 型が適合した場合でも、患者側の健康状態のほか、ドナーの健康上、家庭上など様々な理由から移植に至らない場合も多く、移植の到達率は約60%にとどまっている。

(公財)日本骨髄バンクへのドナー登録者の更なる増加
移植の到達率向上のため、ドナーがより骨髄等を提供しやすい環境の整備 } が必要

特定非営利活動法人 関西骨髄バンク
推進協会と協定を締結。協働により骨髄
移植等を推進

実施効果（目的）

- 骨髄移植に関する
市民理解の深まり
- 骨髄移植ドナー登
録者の増加
- 骨髄等の提供者の
増加

より多くの患
者が病気を克
服し、社会で
活躍できる仕
組みの構築

協定内容 : 堺市域における骨髄等の移植の推進にかかる連携体制の構築

< 関西骨髄バンク推進協会 >

○骨髄等の提供についての市民理解の促進

講演会等の開催、ドナー登録会の実施 など

○骨髄移植等ドナー支援事業（クラウドファンディングを活用）

< 本 市 >

左の事業実施について広報周
知、情報提供などの支援

クラウドファンディングを活用した骨髄移植等ドナー支援事業 < 全国初 >

～ 特定非営利活動法人との協働により、ドナーへの支援事業を先駆的・モデル的に実施 ～

堺市域における骨髄移植の到達率向上のため、関西骨髄バンク推進協会が、クラウドファンディングにより調達した資金を活用し、ドナーが骨髄等をより提供しやすい環境を整えるための支援金を給付。

本市は、当該事業実施にあたり、広報周知をはじめとした支援を行う。

(財 源)

クラウドファンディングにより資金調達 <目標額 350 万円。うち支援金充当額 140 万円>

(事業内容)

対 象 者 : H30.4.1 以降に骨髄等の提供を行い、提供日時点で堺市に住所を有している者

支援金内容 : 骨髄等の提供にあたり、入・通院等に要した日数に 2 万円を乗じた額（上限 14 万円）

(実施スケジュール)

平成 30 年 1 月～3 月 クラウドファンディングによる資金調達

平成 30 年 6 月 支援金給付開始

<参考>

自治体予算で支援金
を給付

都道府県 12
政令市 8

＜案＞

堺市域における骨髄移植等の推進にかかる協定

堺市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人関西骨髄バンク推進協会（以下「乙」という。）は、堺市域における、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）に基づく骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、堺市域における骨髄等の提供を推進するため、甲乙の連携体制その他必要な事項について定めるものとする。

（乙の行う事業）

第2条 乙は、堺市域において次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 骨髄等の提供についての市民の理解を促進するための事業
- (2) 骨髄等の提供者（以下「ドナー」という。）の増加のための事業
- (3) ドナーがより骨髄等を提供しやすい環境を整えることを目的として、支援金を交付する事業（以下「骨髄移植等ドナー支援事業」という。）
- (4) その他堺市域における骨髄等の提供の推進に資する事業

2 前項第2号の事業における支援金の交付額、交付申請手続等及び細目については、乙が別に定める。

（甲による事業協力）

第3条 甲は、前条第1項各号に掲げる事業について、広く周知に努めるとともに、その円滑な実施のため、必要な情報提供及び事務上の助言協力を行う。

（事業報告等）

第4条 乙は、骨髄移植等ドナー支援事業において、ドナーへ支援金を交付したときは、その都度、甲の定める方法によりその旨を甲に報告するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲が必要と認めるときは、第2条第1項各号に掲げる事業の実施状況等について、乙に対し情報提供を求めることができる。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は平成29年11月 日から平成31年3月31日とする。ただし、この協定の期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれかから相手方に対し書面による解約の申入れがない限り、期間満了の日の翌日から1年間、同一の内容で更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定す

<案>

る。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 竹山修身

乙 大阪市城東区森之宮2丁目4番43号
特定非営利活動法人 関西骨髄バンク推進協会
理事長 河敬世